

# 第Ⅰ部 計画改定に当たって



# 第1章 計画改定の概要

## 1 計画改定の背景・目的

### 1 計画改定の背景

本区では、地域福祉を計画的に推進するため、平成6年3月に「文京区地域福祉計画」を策定し、子ども、高齢者、障害者をはじめとした、区民の福祉の増進に取り組んできました。

この間、3年（又は5年）ごとに計画を見直し、本区の特性や実情に即した施策の充実を図るとともに、福祉に関連する様々な法令の制定や改正に対応し、区民に最も身近な自治体として、多様な福祉保健サービスを総合的に展開しています。

○ 平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法により、行動計画の策定が義務付けられたことに伴い、既存の「子育て支援計画」を拡充し、総合的かつ体系的に子育て支援を推進する新たな「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）」を平成17年3月に策定し、様々な子育て支援事業を推進してきました。

そして、この計画をさらに進め、近年の出生数の動向、子育ての負担感や母親の就労希望など、子どもの現状や子育てを取り巻く状況を踏まえ、平成22年3月に、「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）」（平成22年度～平成26年度）を策定しました。

また、この計画は、増大する保育需要に対応するための保育計画としての性格を併せもっています。

○ 団塊の世代が65歳に達しはじめ、高齢者人口及び高齢化率はますます増加していくことが予測される中、元気な高齢者がそれぞれの得意な分野や趣味を活かして地域で活躍できるよう、高齢者の地域社会への参画を促進する仕組みづくりが必要となっています。

一方、75歳以上の後期高齢者数の増加に伴い、要支援・要介護認定者の増加も予測されています。平成24年4月に施行される改正介護保険法では、要介護状態になっても、住み慣れた地域において安心して生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの5つを一体的に提供していく地域包括ケア体制の実現に向けた取組が求められています。

## 第1章 計画改定の概要

- 平成22年12月に障害者自立支援法等が改正され、発達障害の定義や利用者負担の応能化等が盛り込まれ、平成24年4月までに随時施行されます。

また、国は障害者権利条約の批准を視野に、国内法の整備を進めるなど、障害者制度は大きな変化の時期にあります。平成23年6月には障害者虐待防止法が成立し、障害者基本法の改正をはじめ、現在、国において検討されている障害者福祉制度の見直し、さらに、障害者差別禁止に係る法制度の検討等が行われているところです。

これらの状況を踏まえ、障害福祉サービスの充実や生活基盤施設の整備等を図るとともに、障害のある人を地域で包み込み、ともに生きる社会を目指していく必要があります。

- 近年、急速な少子高齢化やライフスタイルの変化、様々な社会環境の変化により、生活習慣病を主な原因とする疾病やこころの病への対策が重要となっています。これらを踏まえ、保健施策を総合的に進め、健康の維持増進を図っていく必要があります。

本区においても、区民のライフステージに応じた、健康づくりのために、生活習慣病に起因するがん・心臓疾患・脳卒中に対する予防対策、ストレスの増加に起因するこころの問題への対策が求められており、これらを総合的に進めていくためには、福祉と保健医療の連携等が課題となっています。区民が健康で安全に暮らせるよう、健康づくりの推進、病気の予防と療養支援、地域医療の推進、健康安全の確保等を図っていく必要があります。

- 都心に近接する本区においては、地域における人間関係の希薄化が進み、支え合いの機能が低下しています。一方、東日本大震災以降、大規模災害への具体的な対応の検討の必要性が高まるとともに、地域で支え合うことの重要性が再認識されています。

このような地域の様々な課題に対しては、地域住民が課題を自らのものとして受け止め、自助・互助・共助・公助\*を組み合わせ、地域全体の支え合いによって、一層増加するとともに多様化が進む福祉保健ニーズに対応していくことが重要となっています。

このため、民間の自主的な地域福祉活動の中心的存在であり、地域福祉の充実を図る社会福祉協議会をはじめとした、地域で活動する多様な主体との連携をさらに進めていく必要があります。

また、これに加えて、様々な分野におけるバリアフリーの推進、関係機関との連携強化による相談支援体制の充実、地域の様々な資源を活用して暮らしを支える体制づくりなど、地域福祉保健の推進に向けた総合的な取組が求められています。

---

\***自助・互助・共助・公助** 福祉分野では、様々な助け合いの形態を次のように定義します。

「自助」とは、自ら働いて、又は自らの年金収入などにより、自らの生活を支え、自ら健康を維持することをいいます。

「互助」とは、近隣の助け合いやボランティアなどの相互扶助をいいます。

「共助」とは、社会保険のように制度化された相互扶助をいいます。

「公助」とは、自助・互助・共助では対応できない困窮などの状況に対し、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行うことなどをいいます。

## 2 計画改定の目的

近年、少子高齢化や核家族化の一層の進行、ライフスタイルの多様化、個人情報への配慮等から、身近な交流やコミュニケーションをはじめとした、人と人のつながりが希薄化し、家庭や地域における支え合いの機能が低下してきています。

これに加え、長期化する景気の低迷、大規模災害や新興感染症に対する危機感の高まりなどから、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けたい」という区民の願いは、一層強いものとなっています。

さらに、虐待、ひきこもり、認知症、こころの病、孤立死など、公的な制度による支援だけでなく、地域の理解や支えを必要とする課題が増加し、あらためて、地域での支え合いの重要性が問われています。

このような地域福祉保健を取り巻く現状や多様化する区民のニーズを踏まえ、自助・互助・共助・公助の組み合わせによる、地域全体で支え合う環境づくりに向け、様々な主体と協働するとともに、福祉と保健分野間の連携を強化し、福祉保健施策を総合的かつ効果的に展開することを目的として、本計画を改定します。

なお、現在、保健医療施策については、本計画の分野別計画である「保健医療計画」と区民の健康づくり計画である「健康ぶんきょう 21」の2つの計画がありますが、平成 25 年度からは、区民の健康維持増進を実現するための総合的な計画とするため、両計画を統合した新たな保健医療計画の策定を予定しています。

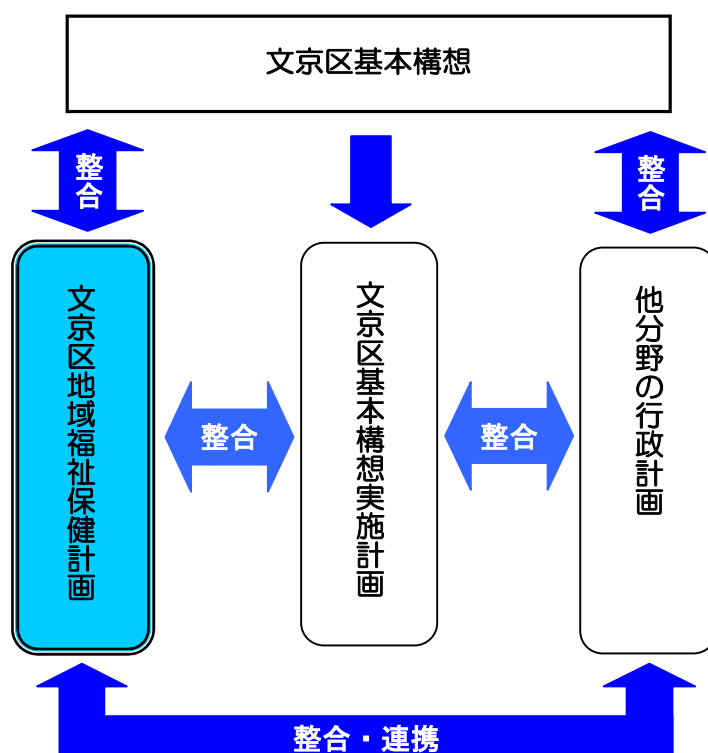
これらの理由により、今回の計画改定に当たり、本計画の名称を「文京区地域福祉保健計画」に改称します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「文京区基本構想」に基づき、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画です。

また、本計画は、各法律に規定された、次に掲げる行政計画を包含するとともに、「文京区都市計画マスタープラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

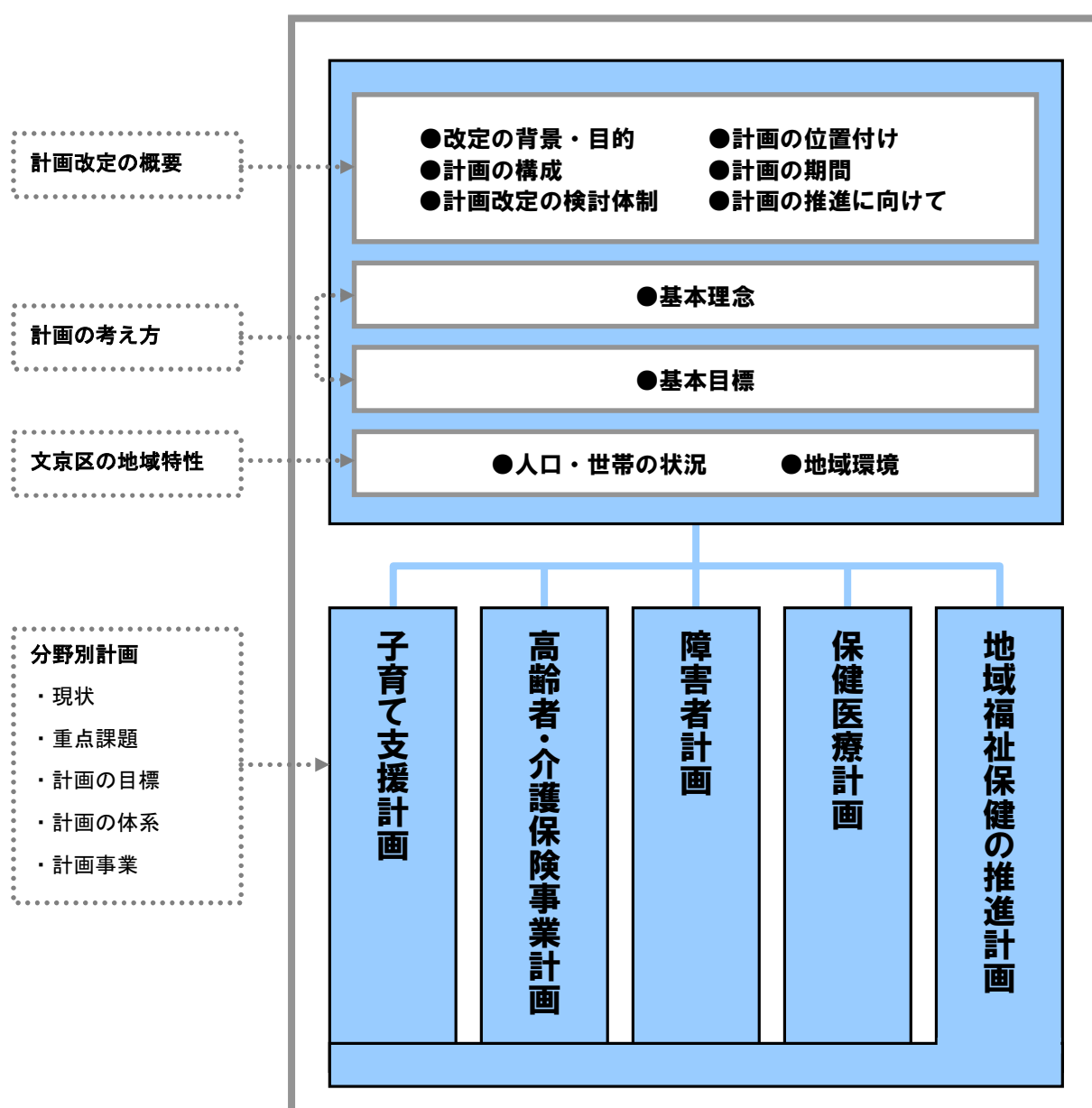
法律に基づく計画名	根拠法令	本計画における分野別計画名
地域福祉計画	社会福祉法第107条	地域福祉保健の推進計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	子育て支援計画
保育計画	児童福祉法第56条の8	
老人福祉計画	老人福祉法第20条の8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第117条	
障害者計画	障害者基本法第9条第3項	障害者計画
障害福祉計画	障害者自立支援法第88条	
健康増進計画	健康増進法第8条第2項	保健医療計画



### 3 計画の構成

本計画は、計画全般に係る考え方、基本理念、基本目標及び文京区の地域特性を取りまとめた総論部分（第Ⅰ部）と、主として対象者ごとに設定した分野別の計画部分（第Ⅱ部）で構成されています。

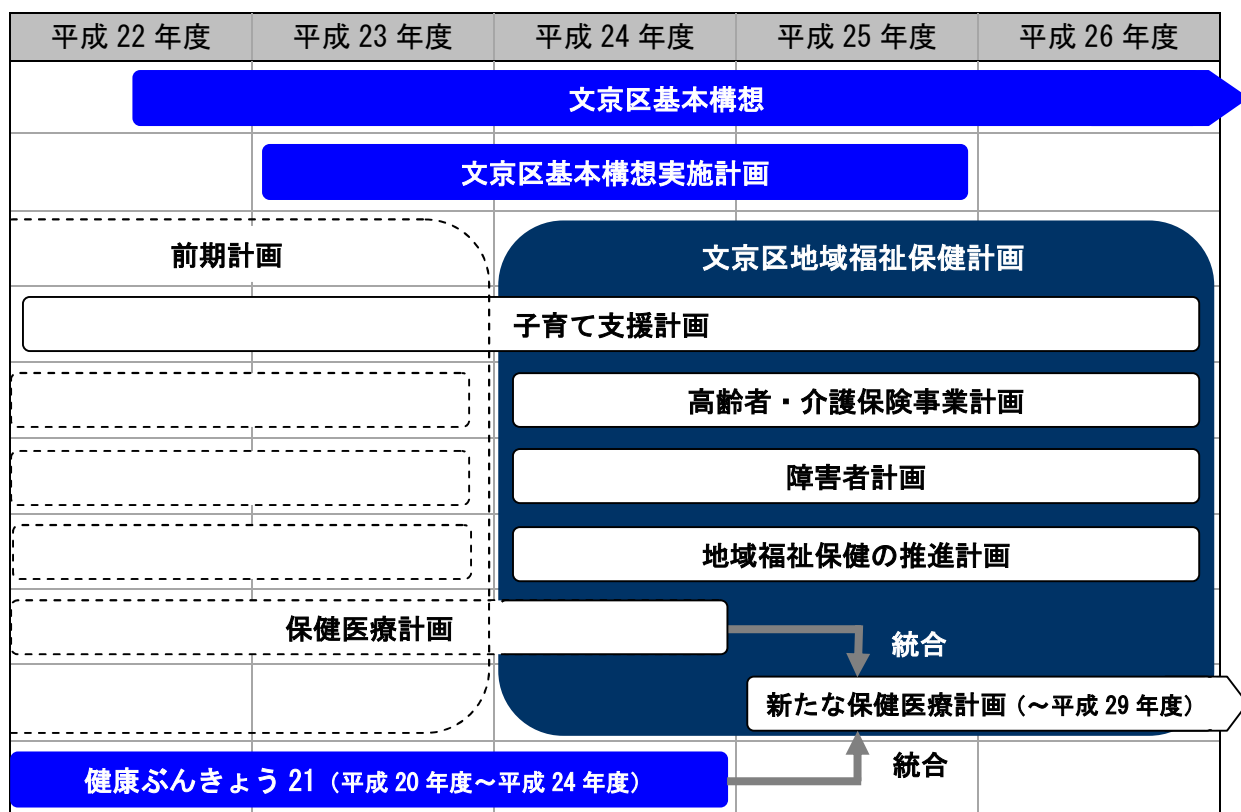
なお、分野別の計画部分は、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者計画」、「保健医療計画」及びすべての分野に共通するものや他の分野に位置付けにくい地域福祉保健全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉保健の推進計画」の5分野に分け、分野ごとに重点課題と計画の目標を定めています。



## 4 計画の期間

本計画は、平成24年度から平成26年度までの3か年を計画期間として、改定を行います。ただし、「子育て支援計画」については、平成22年度から平成26年度までの5か年計画であるため、改定は行いません。

なお、「保健医療計画」については、総合的に保健医療施策を推進するため、区民の健康づくり計画である「健康ぶんきょう21」との関係を整理のうえ、統合し、両計画を一体化した新たな保健医療計画（平成25年度～29年度）を平成24年度に策定します。このため、本改定においては、計画期間を平成24年度の単年度とし、前期計画（平成21年度～平成23年度）の延長計画と位置付けます。





## 5 計画改定の検討体制

### 1 区民参画による検討体制

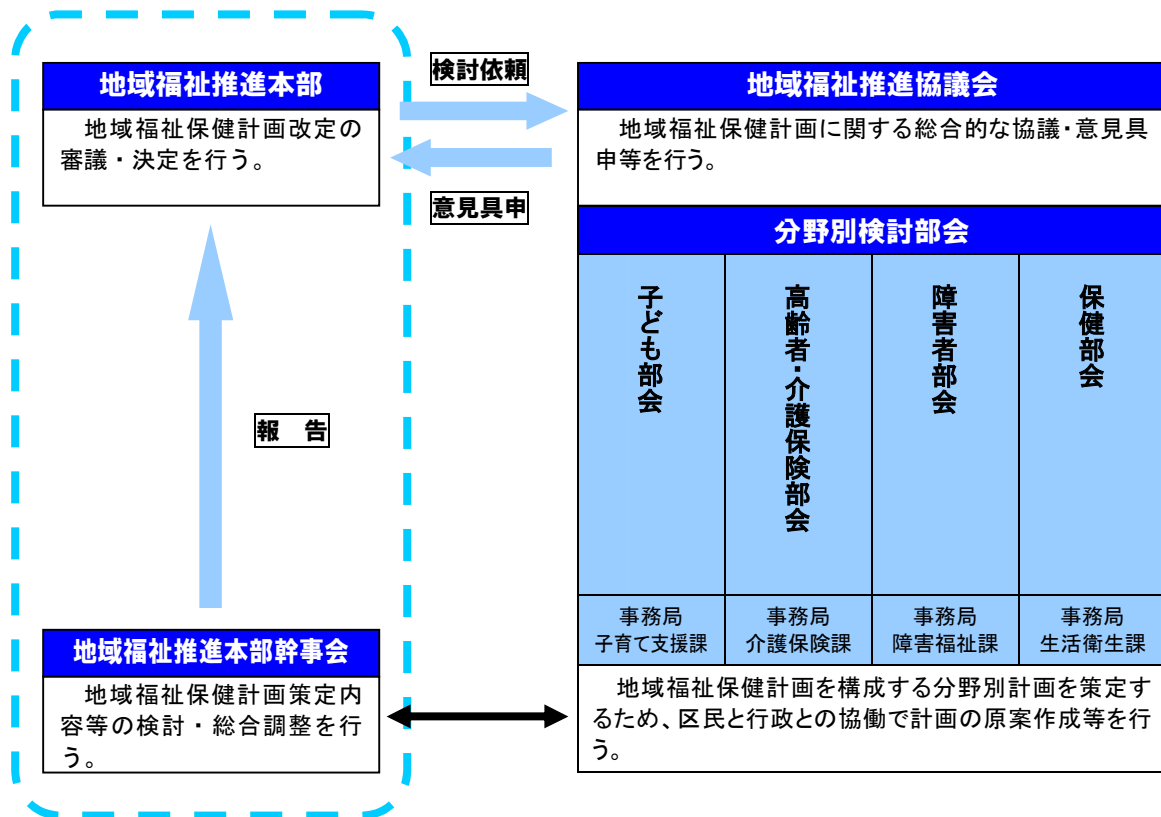
本計画の改定に当たっては、学識経験者、福祉保健関係団体の代表者、公募区民等で構成する地域福祉推進協議会及びその下部組織である3つの分野別検討部会（高齢者・介護保険部会、障害者部会及び保健部会）における検討を踏まえて、改定を行いました。

なお、これらの会議はすべて公開とし、広く区民に開かれた審議を行いました。

また、計画の検討経過をホームページ等で公表するとともに、「中間のまとめ」について、パブリックコメント（区民意見公募）の実施や区民説明会の開催により、区民の意見・要望を十分に把握し、計画への反映を図りました。

### 2 全庁的な検討体制

区の庁内組織である地域福祉推進本部及び地域福祉推進本部幹事会において、福祉保健に関連する部署間の緊密な連絡調整等を図り、計画の組織横断的な検討・総合調整を行いました。



## 6 計画の推進に向けて

---

### 1 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に実施していくため、継続的な事業の点検・評価を行うとともに、不断の見直しを図り、実効的な事業展開に結び付けていきます。

また、区民、学識経験者等で構成される地域福祉推進協議会において、区民等の意見を検討・反映させながら、進行管理を行っていきます。

### 2 庁内体制

地域福祉保健の推進に当たっては、区の庁内組織である地域福祉推進本部において、計画の進捗状況を集約し、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を総合的及び体系的に推進していきます。